

佐賀県監査委員告示第3号

佐賀県監査委員事務局規程（昭和46年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

佐賀県代表監査委員 原 惣一郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>主幹 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 主幹は、上司の命を受けて、事務を掌理する。</p> <p>7～9 略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p><u>調整主幹</u> <u>副主幹</u> 主幹 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>調整主幹、副主幹及び主幹</u>は、上司の命を受けて、事務を掌理する。</p> <p>7～9 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。